

東葛中部地区総合開発事務組合告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により指定した指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により次のとおり告示します。

令和6年4月1日

東葛中部地区総合開発事務組合  
管理者 太田和美



- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称  
シナネンアクシア株式会社茨城支店
  - (2) 所在地  
茨城県龍ヶ崎市中根台四丁目10番地1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
  - (1) ウイングホール柏斎場の使用料，手数料及び物品売払代金の徴収又は収納
    - ア 使用料  
火葬場，霊柩自動車，式場，祭壇，霊安室及び待合室
    - イ 手数料  
証明手数料
    - ウ 物品売払代金  
納骨容器類及びコピー料金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日  
令和6年4月1日